

## 10 退職後の福利厚生制度

教職員の退職後の健康の保持増進と生活の安定を図るため、共済組合に短期給付と長期給付の制度があり、教職員互助組合に退職互助制度があります。

### 共済組合の短期給付関係

在職中は、組合員と被扶養者は共済組合員証によって医療機関で診療を受けられたわけですが、退職後は再任用制度によるフルタイムでの採用者や臨時的任用職員として任用された者、非常勤職員で要件を満たす者を除き組合員証の使用ができなくなります。退職後に再就職された人はその職場の健康保険に加入しますが、その他の人は家族が加入している健康保険の被扶養者となることを除き、当共済組合の任意継続組合員になるか、又は、国民健康保険に加入するか、自分で選択して手続きをしなければなりません。

#### ◎ 任意継続組合員制度とは…

退職の日まで引き続き1年と1日以上組合員期間のある方が、退職日を含めて20日以内に申し出て掛金を納めることにより、2か年間は在職中とほぼ同様に短期給付（医療給付等）が受けられる制度です。また、一部福祉事業（山の家・海の家の利用補助等）も受けられます。

この制度の令和5年度の掛金は、毎月の掛金額（P.65-3）を参照してください。なお、年一括払い及び半期払いの場合は割引制度が適用されます。

退職者のうち再就職以外の方はほとんどこの制度に加入しています。国民健康保険制度と比較検討の上選択してください。（詳細は、P65「16 退職した後（任意継続組合員）」を参照してください。）

#### ◎ 退職後の給付には…

出産費、埋葬料があります。それぞれ支給要件があり、また他の健康保険組合等からの同種の給付がある場合は給付されません。

これらの事由が生じた場合は、忘れずに請求してください。（詳しくは年金給付係へ）

### 共済組合の長期給付関係

退職後の生活の糧として期待するのは年金です。それぞれ受給資格等によって次の4種類の給付があります。

| 給付の名称      | 内 容  |
|------------|--|
| 老齢厚生年金     | 退職後の所得保障のために支給される年金です。本来支給の老齢厚生年金は、65歳に到達してから受給権が発生しますが、このほかに、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金や、繰上げ支給の老齢厚生年金、繰下げ支給の老齢厚生年金があります。 |
| 障害厚生年金     | 厚生年金の被保険者（組合員）である間の病気又は負傷により、一定程度以上の障害の状態になった場合に、それに伴う稼得能力の喪失又は減少を補うために障害厚生年金が支給されます。                              |
| 遺族厚生年金     | 組合員（又は組合員であった者）が死亡したとき、その遺族に給付されます。  |
| 障害手当金（一時金） | 組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、障害厚生年金の支給対象とならない程度の軽度の障害の状態となって退職したとき、又は退職後初診日から5年以内に軽度の障害の状態になったときに給付されます。             |

（詳しいことは年金給付係まで）

### 互助組合の退職互助制度

互助組合員で組合員期間が10年以上あった者が満50歳以上で退職した場合に一定の拠出金（満55歳以上の者は、30万円）を納入すると75歳に達するまで継続して、次のような医療補助金等の給付が受けられる制度です。

◎ **医療補助金**……継続組合員本人に限ります。

加入している保険によって異なりますが、保険対象医療費の実質自己負担額から1,000円を控除した額の80%を給付します。ただし100円未満の端数は切り捨てます。

| 加入保険の種類  | 給 付 額   | 給付方法  |
|--|---|---|
| 公立学校共済組合<br>*任意継続組合員（退職後2年まで）<br>*新再任用者（フルタイム） | 総医療費の自己負担額から1,000円を控除した額の8割(100円未満は切り捨て)。ただし、附加給付を除く。 | 現職時と同様に自動給付です。                                |
| 私立学校共済組合・市町村共済組合<br>(現職・任意継続)                  | 同 上   | 本人からの請求により給付します。(該当する方は請求書等を送付しますので連絡してください。) |
| 政府管掌保険<br>*新再任用者（週30～32時間）も含む。                 |   |   |
| 企業組合保険   |   |   |
| 国民健康保険（退職者医療制度）<br>*再任用者（週16～29時間）も含む。         | 総医療費の自己負担額から1,000円を控除した額の8割(100円未満は切り捨て)              |   |

◎ **障害見舞金**

継続組合員が1・2級の障害者手帳交付を受けたときは、右表の額を給付します。

| 加 入 期 間    | 金 額      |
|------------|----------|
| 加入後1年以内の者  | 150,000円 |
| 加入後2年以内の者  | 100,000円 |
| 加入後3年以内の者  | 50,000円  |
| 加入後3年を超えた者 | 20,000円  |

◎ **死亡弔慰金**

継続組合員が死亡した時は、右表の額を給付します。

| 加 入 期 間    | 金 額      |
|------------|----------|
| 加入期間1年以内の者 | 150,000円 |
| 〃 2年以内の者   | 100,000円 |
| 〃 3年以内の者   | 50,000円  |
| 〃 3年を超えた者  | 30,000円  |

◎ **保養施設利用の補助**

山の家・海の家・県内外の保養施設等の利用の場合、配偶者も含めて、一部補助。

◎ **加入・退会記念品の配布**

(詳しいことは、互助組合まで。)

◎ **拠出金**

加入申し出のとき次に掲げる拠出金を納入します。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 退職時55歳以上の者    | 300,000円 |
| (2) 退職時54歳以上55歳未満 | 330,000円 |
| (3) 退職時53歳以上54歳未満 | 360,000円 |
| (4) 退職時52歳以上53歳未満 | 390,000円 |
| (5) 退職時51歳以上52歳未満 | 420,000円 |
| (6) 退職時50歳以上51歳未満 | 450,000円 |

◎ **退 会**

- (1) 死亡したとき
- (2) 75歳に達したとき